

# (ケ-33) 瀬戸地域の医療機関及び社会福祉施設の海路避難

- ▶ 瀬戸地域の医療機関及び社会福祉施設(3施設約121人)について、個別避難計画を策定済みであり、UPZ外の施設において、避難先を確保。
- ▶ 避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。その他の入所者等は、船舶の準備が整い次第、三崎港又は三机港から、海路及び陸路により愛媛県内のあらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- ▶ 予防避難エリアの医療機関については、愛媛県の緊急被ばく医療アドバイザーや災害医療コーディネータの助言を受け、愛媛県が避難先を調整。
- ▶ 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、愛媛県が受入先を調整。

## 避難元施設

## <予防避難エリア(瀬戸地域)3施設>

## 避難先施設

### <放射線防護施設>

番号	施設名	施設種別	入院定員数
1	瀬戸診療所	有床診療所	19人

計19人

番号	施設名	施設種別	入所定員数
2	瀬戸あいじゆ	介護老人福祉施設	45人
		認知症対応型共同生活介護	18人
		軽費老人ホーム	20人
		短期入所生活介護	10人

計93人

番号	施設名	施設種別	入所定員数
3	よろこび大久	認知症対応型共同生活介護	9人

計9人



番号	施設種別	市町名	受入見込数
1	医療機関101施設で合計2,904人の受入が可能		

番号	施設種別	施設種別	受入見込数
2	介護老人福祉施設等	まつやまし 松山市(4施設)	93人
		いよし 伊予市(1施設)	
		まさきちょう 松前町(1施設)	

計93人

番号	施設種別	市町名	受入見込数
3	有料老人ホーム	まつやまし 松山市(1施設)	9人

計9人

※1 船舶を含む輸送手段等の避難準備が完了するまでは放射線防護施設内で屋内退避  
 ※2 愛媛県の緊急被ばく医療アドバイザーや災害医療コーディネータの助言を受け、愛媛県が避難先を調整し、船舶を含む輸送手段等の避難準備完了後に避難

※3 避難準備完了後、三崎港又は三机港に移動のうえ、海路及び陸路により愛媛県内のあらかじめ定められた避難先施設へ避難  
 ※4 健康リスクが高まらない者等は、船舶を含む輸送手段等の避難準備完了後、三崎港又は三机港に移動のうえ、海路及び陸路により愛媛県内のあらかじめ定められた避難先施設へ避難

- 三崎地域の社会福祉施設(1施設約50人)について、個別避難計画を策定済みであり、UPZ外の施設において、避難先を確保。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。その他の入所者等は、船舶の準備が整い次第、三崎港から、海路及び陸路により愛媛県内のあらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、愛媛県が受入先を調整。

## <予防避難エリア(三崎地域) 1施設>

### 避難元施設

番号	施設名	施設種別	入所定員数
1	三崎つわぶき荘	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29人
		認知症対応型共同生活介護	18人

計47人



自施設内  
屋内退避

※1

※2

※3

### 避難先施設

施設種別	市町名	受入見込数
介護老人保健施設 等	東温市(2施設)	48人

計48人

※1 船舶を含む輸送手段等の避難準備が完了するまでは放射線防護施設内で屋内退避

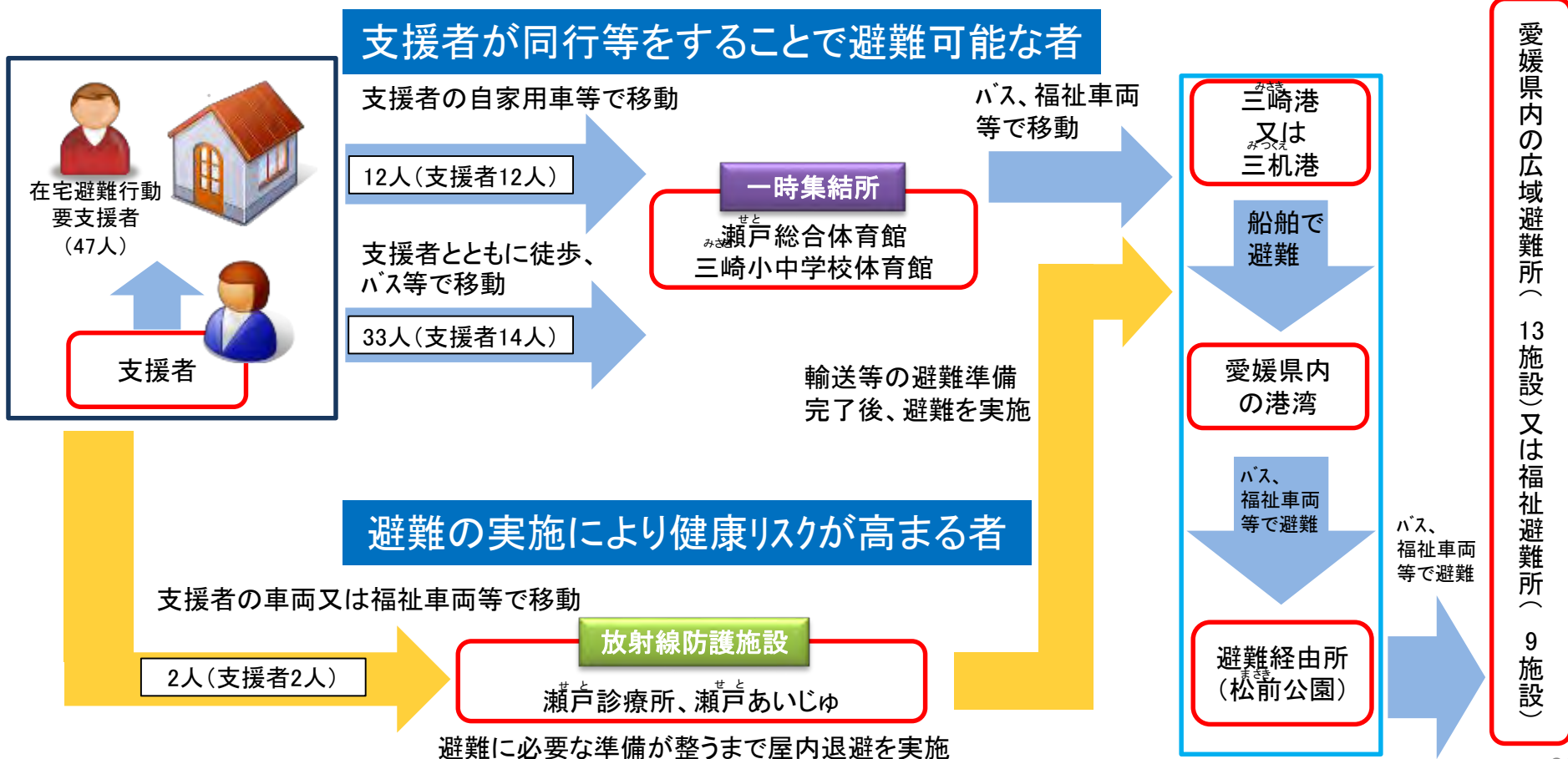
※2 避難準備完了後、三崎港に移動のうえ、海路及び陸路により愛媛県内のあらかじめ定められた避難先施設へ避難  
 ※3 健康リスクが高まらない者等は、船舶を含む輸送手段等の避難準備完了後、三崎港に移動のうえ、海路及び陸路により愛媛県内のあらかじめ定められた避難先施設へ避難

# (ケ-33) 医療機関及び社会福祉施設の避難先・避難ルート

- 国道197号がPAZの境界で通行不可となった場合、瀬戸地域の社会福祉施設は、施設敷地緊急事態において、海路及び陸路によりあらかじめ定められた避難先施設に避難を実施。医療機関については、愛媛県の緊急被ばく医療アドバイザーや災害医療コーディネータの助言を受け、愛媛県が避難先を調整。
- 三崎地域の社会福祉施設は、施設敷地緊急事態において、海路及び陸路によりあらかじめ定められた愛媛県内の避難先施設に避難を実施。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策を講じた自施設もしくは近隣施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。



- 瀬戸地域の在宅の避難行動要支援者の47人うち、28人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、伊方町、自主防災会議、民生委員、消防団等によるワークショップを通じて支援者を確保。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両、バス、福祉車両等で一時集結所（三崎小中学校体育館又は瀬戸総合体育館）へ移動。
- 船舶の準備ができ次第、三崎港又は三机港から、海路及び陸路により愛媛県内の避難先へ移動。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両等で、近傍の放射線防護施設へ移動。



※避難行動要支援者の数は平成30年7月1日現在